

空調設備保守点検仕様書

1 巡視点検（建物全般）

2 吸収式冷温水機

3 空冷ヒートポンプチラー

4 冷却塔

5 空調用自動制御設備

6 膨張タンク

7 ポンプ

8 空気調和機

9 フィルター清掃

10 加湿器

11 その他

12 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で男女共生推進課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに月曜日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

1. 巡視点検

サービス技術員による建物全般の巡視点検を年間2回実施する。
(不具合箇所の早期発見及び緊急対応時の為の正確な現場状態の把握)

屋上

- ルーフドレン ①排水状態の良否を点検
②堆積物及びごみの有無を点検

- と い ①変形及び破損の有無を点検
②漏水の有無を点検

電気設備（受変電設備、分電盤、制御盤）

- 外観 ①盤等の汚れ、破損、錆、変色等の有無を点検
②雨水の浸入、結露等の有無を点検
③異音、異臭、異常振動等の有無を目視、聴覚及び嗅覚による点検

衛生設備（受水槽、高架水槽）

- 本体 ①水漏れ及び外面の発錆、腐食、損傷等の有無を点検
②マンホールの施錠の良否を点検
③異音、異臭、異常振動等の有無を目視、聴覚及び嗅覚により点検

空調設備（冷温水発生機、空冷ヒートポンプ、冷却塔、ポンプ、ファン等）

- ①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲であることの点検、記録
②異音、異臭、異常振動等の有無を目視、聴覚及び嗅覚により点検

2. 吸収式冷温水機

型式	記号	能力	台数	周期	備考
CH-KZ90HU54	RB-S-1	90RT	1	年3回	福祉交流館

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
<p>A. 冷暖房運転整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本体付属バルブ確認 <ol style="list-style-type: none"> (a) 水配管バルブ確認 2. 保安装置点検 <ol style="list-style-type: none"> (a) サーモスタット関係点検 (b) 圧力スイッチ関係点検 (c) 炎検出器清掃 (d) 各レベルスイッチ点検 3. 気密状況確認 4. 高温再生器バーナー関係点検 <ol style="list-style-type: none"> (a) 電磁弁 (b) スパークロット (c) 噴燃ポンプ (d) 噴霧ノズル 5. 各フランジ部増締 6. 操作盤並びに電気関係点検調整 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消耗品以外の部品及び交換費用 2. 溶液ポンプ、溶液スプレーポンプ、冷媒ポンプ及びバーナー分解精密点検 3. 高温再生器液管の超音波検査及び熱交換器、本体内部の検査整備作業 4. チューブ化学洗浄、深傷検査 5. 溶液再生及び補充溶液 6. 炉内、煙道清掃 7. 保冷、塗装補修 8. その他故障修理
<p>B. 冷暖房試運転調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般点検 2. 各保安装置設定 3. フレーム電流測定及び空然比調整 4. ハーメチックパージ動作確認 5. アブゾーバーロス、冷媒比重調査 (冷房時のみ) 6. 吸収溶液調査 (冷房時のみ) 7. 総合試運転調整及びデータ採取 8. 蒸発器室内水抜き作業 (暖房時のみ) 9. 冷媒凍結防止作業 (暖房時のみ) 10. 高温再生器煙管毛ブラシ洗浄 (暖房時のみ) 11. その他小作業 	

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
<p>C. 冷暖房中間点検</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般点検 2. 運転日誌による異常有無確認及び指導 3. ハーメックパージ動作確認 4. 溶液サンプリング及び分析試験 5. その他小修繕 <p>※ 消耗部品</p> <p>フレームロッド（またはフレームアイ）、バナ コントロールリレー、スパークロッド、抽気電磁 弁、抽気エゼクター、棒温度計、補助リレーラン プ、ヒューズ、サンプリング補充溶液、補充冷媒、 インヒビター</p>	

3. 空冷ヒートポンプチラー

型式	記号	能力	台数	周期	備考
CAHV-MP1500BH-P	PR-J-1	100RT	1	年2回	女性センター

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
<p>1. シーズンイン点検（冷房・暖房開始時の点検） 年各1回ずつとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冷媒、油洩れの点検 ② 電気関係絶縁テスト ③ 保安装置の点検調整 ④ 各部圧力測定 ⑤ 各部温度調整 ⑥ 各部ネジ類の増し締め ⑦ 錆発生箇所のタッチペイント ⑧ 運転状態の良否判定 ⑨ 報告書の作成 <p>※⑩ 法定点検 (a. 安全弁検査 b. 圧力計・連成計検査) ※部（法定点検）は年1回とする。</p> <p>2. シーズンオン点検（運転期間中の点検） 年各1回とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冷媒、油洩れの点検 ② 電気関係絶縁テスト ③ 各部圧力測定 ④ 各部温度測定 ⑤ 各部ネジ類の増し締め ⑥ 運転状態の良否判定 ⑦ 報告書の作成 	<p>1. 通常整備作業 定期点検作業以外の保守機器の点検、補修、整備等を行う、その主たるものは下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 熱交換器の洗浄作業 ② 消耗部品の調達及び交換・調整修復作業 ・交換用フィルター、Vベルト、電池等 ③ 故障発生時の修復作業 ④ 消耗、疲労等により障害発生が予測される箇所の調整修復作業 ⑤ 正常運転するための冷媒、油の補充填 ⑥ その他本書に明記なき事項 <p>2. 特別整備作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 天災地変、火災、労働争議などに起因して生じた事故の修復作業 ② 保守機器以外の設備に起因して生じた二次的事故の修復作業 ③ 取り扱い不良に起因して生じた故障の調整修復作業 ④ 保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業

4. 冷却塔

型式	記号	系統名	能力 (USR T)	台数	周期	備考
SKB-90GS	CT-S-1	R B · S - 1	9 0 R T	1	年2回	福祉交流館

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
<p>1. 自動給水装置の動作点検</p> <p>2. 水質汚れの点検</p> <p>3. 散水ノズルの目づまりの点検</p> <p>4. ファン用モーターの点検、調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常音の点検 ・ ファンの回転状態 ・ 電源及びアース線の点検 ・ 絶縁抵抗の測定 ・ 電圧、電流の測定 <p>5. 制御回路の点検及び動作点検</p> <p>6. 散水装置の分解清浄</p> <p>7. 電動機、送風機、散水装置、自動給水装置の調整</p> <p>8. ベルト及びオイル等の点検及び交換</p> <p>9. 充填材、糟内の清掃</p> <p>10. 水質調整用薬品の薬液注入機タンクへの補充 使用薬品名（クリサワーマルチ NP） ※冷却塔使用期間中に補充する</p>	<p>1. 配水管等の漏水の補修</p> <p>2. 水質検査及び水質管理</p> <p>3. 薬品洗浄</p> <p>4. 据付基礎等の修繕、補修等</p> <p>5. ベルト及びオイル等の部品</p> <p>6. 塗装</p> <p>7. 冷却塔本体・送風機等の分解、整備</p>

5. 空調用自動制御設備

型式	台数	周期	備考
内訳参照	1	年2回	福祉交流館・女性センター

<内 訳>

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 中央管制装置 (SMART-TOUCH) | 2台 |
| 2. 空調機制御 | 5セット |
| ACU-1 福祉交流館 | 3階系統 |
| ACU-2 " 4階系統 | |
| ACU-3 女性センター | 5階系統 |
| ACU-4 " 6階系統 | |
| ACU-5 " ホール系統 | |
| 3. 冷却塔制御 福祉交流館系統 | 1セット |
| 4. ファンコイルユニット制御 | |
| 福祉交流館 | 24セット |
| 女性センター | 16セット |

<仕 様>

ユニット	保 守 項 目	標 準 点検周期	作業 条件
1. MCL メインコント ユニット	(1) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (2) 本体動作点検 ①ランプチェック作動確認 ②セルフテストによる確認 (3) 各部のクリーンアップ ①本体 ②コントロールカード ③電源部 (4) 電源、接地端子、入出力端子等の締付け確認 (5) 電源電圧、リップルの測定 (6) バックアップバッテリの確認 (7) 警報音量の調整 (8) システム機能の確認 ①監視機能 ②メモリバックアップ機能	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	A A C D B B A A A A B

【作業条件】

- A : システムを停止せずに実施できる点検
- B : 一時的にシステム停止が必要な点検
- C : システムを停止しなければならない点検
- D : システムを停止しなければならない点検でかつ動作状況、設置環境により作業内容が変わる可能性がある点検

デジタル式制御機器

機種	保守項目	備考
1. 溫度発信器 湿度発信器	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (3) 実測又は標準試験器による誤差点検及び点検校正 (4) 伝送電圧の点検 (5) コントローラとの伝送状態の点検確認 (6) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (7) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 	
2. コントローラ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (4) 電源電圧・各制御電圧の点検及びバックアップ電池の点検 (5) 各ファイルのデリート状態及びエラー状態の確認 (6) 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認 (7) 制御パラメータ及び制御プログラムの作動確認 (8) 上位伝送状態の点検確認 (9) 各センサー・変換器との伝送状態の点検・確認 (10) アナログデータに対する誤差試験 (11) 各入出力信号（発停・警報・アナログ）に対する 調節計の作動点検 (12) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (13) 規定値の設定 (14) 最適値の設定 (15) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 	

機種	保守項目	備考
3. 変換器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (4) 電源・電圧の点検 (5) 標準試験器によるゼロ・スパン調整 (6) 各設定に対する出力信号の点検・調整 (7) 伝送電圧の点検 (8) コントローラとの伝送状態の点検確認 (9) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (10) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	
4. 操作器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) リンケージ組付状態の確認及びストローク 調整・回転角度の調整 (4) モータの回転作動・回転角度の点検 (5) ポテンショメータ接触点の清掃及び点検 (6) 伝送電圧の点検 (7) コントローラとの伝送状態の点検確認 (8) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (9) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	

6. 膨張タンク

機器名称	番号	系統名	容量	台数	周期	備考
膨張タンク	TE-S-1	福祉交流館	1000L	1	年1回	
	TE-J-1	女性センター	1000L	1	年1回	
クッションタンク	HWT-J-1	女性センター	1487L	1	年1回	

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
1. 水槽内部の水の排出 2. 水槽内部の残留物の除去 3. フートバルブ、水位検出器の汚れ、錆の除去 4. 水槽壁面、底部の清掃 5. 水槽内部壁面、各配管、水位検出器の状態、機能、動作、取付位置等の確認、点検	1. 水槽内機器（フートバルブ、水位検出器、ポンプ等）の分解整備、交換 2. 槽内の漏洩防止塗装 3. 各配管等の修理または変更の付帯工事 4. 水槽の修理、改造

7. ポンプ

機器名称	番号	系統名	容量 (kW)	台数	周期	備考
冷温水ポンプ	PCH-S-1	RB-S-1	11	1	年1回	福祉交流館
冷却水ポンプ	PCD-S-1	RB-S-1	11	1	年1回	福祉交流館

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
<p>1. 電動機の発錆、振動、異音、過熱及び機能の点検</p> <p>2. 電流、電圧、絶縁抵抗値の測定</p> <p>3. ポンプ本体の発錆、振動、異音、過熱及び機能の点検</p> <p>4. 吸入圧、吐出圧等の測定</p> <p>5. 軸封装置の点検</p> <p>6. カップリング等の芯及び機能の点検</p> <p>7. 配管その他ポンプ廻りの漏洩、振動、保温材の点検</p> <p>8. グランドパッキンの調整</p> <p>9. カップリングの芯出し及び調整</p> <p>10. 圧力計、真空計等の点検調整</p> <p>11. オイルの点検</p>	<p>1. ポンプ本体の分解、整備</p> <p>2. メカニカルシールの交換</p> <p>3. カップリングボルト等消耗部品</p> <p>4. 塗装</p> <p>5. グランドパッキン</p> <p>6. オイル</p>

8. 空気調和機

機器名	番号	容量 (kW)	台数	周期	備考
ACU-1	3F系統	7.5 × 2	1	年2回	福祉交流館
-2	4F系統	7.5 × 2	1	年2回	〃
-3	5F系統	3.7 × 2	1	年2回	女性センター
-4	6F、7F系統	2.2 × 2	1	年2回	〃
-5	ホール系統	7.5 × 2	1	年2回	〃

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
<p>1. フィルターの汚れ、破損及び機能の点検</p> <p>2. 加湿装置の機能の点検</p> <p>3. 冷温水コイルの汚れ、変形、破損及び機能の点検</p> <p>4. 送風機のケーシング・ベルト・羽根・シャフト・軸受等の汚れ、発錆、変形、異音、過熱、及び機能の点検</p> <p>5. 軸受等のグリースアップ</p> <p>6. 電動機の本体・プーリ・ベルト等の汚れ、発錆、異音、異臭、異常過熱、磨耗、芯ずれ及び機能の点検</p> <p>7. 電動機等の清掃、プーリ、ベルト等の芯出し直し</p> <p>8. ケーシング内部の汚れ、発錆、保温材等の点検</p> <p>9. 各種配管、ドレンパン等の漏水、ダクト等の漏れ及び機能の点検</p> <p>10. 制御回路の点検及び各電気回路の絶縁抵抗測定</p> <p>11. フィルターの清掃</p>	<p>1. ベルト、ノズルチップ等の部品</p> <p>2. フィルター</p> <p>3. 薬品洗浄</p> <p>4. 送風機の分解整備</p> <p>5. ケーシング、保温材、ダクト等の修理</p> <p>6. 排水口等空調機廻りの配管の修理または変更の付帯工事</p> <p>7. 軸受交換</p> <p>8. 塗装</p>

9. フィルター清掃

機器名称	番号	系統名	型式	周期	台数
ファンコイルユニット	FUU-2	福祉交流館 〃 〃 〃 〃 〃 〃 女性センター 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 エントランスホール 事務室 更衣室 清掃人控室	天井インペイ型	年2回	7
	FUU-3		〃	〃	18
	FUU-4		〃	〃	4
	FUU-6		〃	〃	16
	FUU-8		〃	〃	6
	FUU-3		カセット型	〃	1
	FUU-6		〃	〃	5
	FUU-2		天井インペイ型	〃	3
	FUU-3		〃	〃	3
	FUU-4		〃	〃	10
	FUU-6		〃	〃	11
	FUU-8		〃	〃	2
	FUU-12		〃	〃	1
	FUU-8		カセット型	〃	1
	HEX-S-1	1F エントランスホール	天井埋込ダクト型	年2回	1
	HEX-S-2	1F 事務室	〃	〃	2
	HEX-S-3	1F 更衣室	〃	〃	1
	HEX-S-4	B1F 清掃人控室	天井カセット型	〃	1
					小計 93

1. フィルターの汚れ、破損及び機能の点検

2. フィルターの清掃

10. 加湿器

機器名	番号	台数	周期※	備考
A C U - 1	3F系統	1	月1回	福祉交流館
- 2	4F系統	1	月1回	"
- 3	5F系統	1	月1回	女性センター
- 4	6F、7F系統	1	月1回	"
- 5	ホール系統	1	月1回	"

※ただし3月は除く

保守作業標準仕様	保守・整備作業別途項目
<p>1. 本体及び配管取付状態、各部漏れの有無点検</p> <p>2. 吸湿エレメントの損傷、汚損、異臭、カビ発生の有無点検</p> <p>3. 給水減圧弁、及び給水電磁弁の動作、詰まり、漏れの有無点検</p> <p>4. 散水管の腐蝕、ノズル部の詰まりの有無点検及び必要により清掃</p> <p>5. ドレンパンの腐蝕、排水口詰まりの有無点検及び必要により清掃</p> <p>6. ケーシングの腐蝕、損傷、内面汚れの有無点検及び必要により清掃</p>	<p>1. 吸湿エレメント・電磁弁等の各種部品交換</p> <p>2. ケーシング・配管等の修理及び塗装</p> <p>3. 吸湿エレメント洗浄</p>

11. その他

点検等業務終了後、速やかに報告書を作成し甲に届け出こととする。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山市あいあいセンター（和歌山市小人町29番地）の空調設備保守点検業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税に相当する額の額円を含む。）とし、1月当たりの支払い金額は、 円（消費税及び地方消費税に相当する額の額円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分

に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められ

るとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲の損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（1）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシ

一」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産(以下「情報資産」という。)を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。